

↳ 国税不服審判所、裁決事例を公表

Q : 国税不服審判所から裁決事例が公表されたようですが、どのような内容のものが公表されたのですか？

A : 平成18年1月から6月までの裁決のうち34件が公表されました。

【解説】

国税不服審判所はこのほど、平成18年1月から6月までの裁決事例のうち34件を公表しました。主なものには、次のようなものがあります。

① 不動産所得の必要経費

相続により取得した不動産に係る登記費用が必要経費に算入されるか否かで争われた事例ですが、相続で資産を取得することは所得を得るための事業活動とは認められないとして必要経費には算入できないとされました。

② 低額譲受の場合の課税価格

請求人が親族から相続税評価額で土地を譲り受けたことが低額譲受到に該当するか否かで争われた事例ですが、負担付贈与又は対価を伴う取引により譲り受けた場合は、通常取引価額で評価すべきであるから、その差額に贈与税を課税することは適正であるとして請求人の主張が棄却されました。

③ 物納財産の適否

相続税物納申請に係る物納財産として、他の土地に囲まれて公道に通じない土地を物納することが適正か否かについて争われた事例ですが、そのような物納財産は、管理・処分不適当として棄却されました。

